

広島県教育委員会規則第六号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 単位の修得方法（第三条）」を「第二章 単位の修得方法（第二条）
第二章の二 更新講習（第三条の二―
三条の五）」に改める。

第二条の表中

教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）	十二年改正法
----------------------------------	--------

を

教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）	十二年改正法
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）	十九年改正法

に、

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）	特例法施行規則
---	---------

を

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）	特例法施行規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）	二十年改正省令
免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）	更新講習規則

に改める。

第三条第一項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、同項第四号中「第二十九項」を「第三十四項」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 更新講習

(免許状更新講習を受講できる者)

第三条の二 更新講習規則第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、広島県内の県立学校又は市町立学校の教育職員として任命されたことがある者のうち、次の各号に掲げるものとする。

一 教育長の職にある者

二 教育委員会の事務局に置かれる部課(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)の長、指導主事、社会教育主事又は管理主事の職にある者

三 教育機関(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)の長、部課の長、指導主事又は社会教育主事の職にある者

四 前三号に掲げる者のほか、前三号に掲げる者に準じる者として県教育委員会が認める者

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するものとする。

一 広島県内の県立学校又は市町立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、国、広島県又は広島県内の市町、国立大学法人、公立大学法人若しくは独立行政法人(以下「国等」という。)の職員となるため広島県又は広島県内の市町を退職し、引き続き国等の職員として在職している者

二 広島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の役員又は職員

三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準じる者として県教育委員会が認める者

(更新講習修了確認を受けなければならない者)

第三条の三 二十年改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の二第一項に規定する者とする。

2 二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するものとする。

一 広島県内の県立学校又は市町立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、広島県、広島県内の市町又は国立大学法人(以下「県、市町又は国立大学」という。)の職員となるため広島県又は広島県内の市町を退職し、引き続き県、市町又は国立大学の職員として在職している者

二 広島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の役員又は職員

三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準じる者として県教育委員会が認める

者

(免許状更新講習を受ける必要がない者)

第三条の四 施行規則第六十一条の四第二号及び二十年改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の二第一項に規定する者とする。

2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の二第二項に規定する者とする。

3 二十年改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、第三条の三第二項に規定する者とする。

第三条の五 施行規則第六十一条の四第五号及び二十年改正省令附則第十条第一項五号に規定する表彰は、当該表彰を受けた日が免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの前十年の期間内である個人に対する表彰であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる表彰のうち、学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰として県教育委員会が認めるもの

(1) 文部科学大臣による表彰

(2) 広島県教育委員会表彰規則(昭和三十六年広島県教育委員会規則第一号)第二条に規定する表彰

(3) 広島市教育委員会による表彰

二 前号に掲げる表彰のほか、前号に掲げる表彰に準じるものとして県教育委員会が認めるもの

第五条第一項中「まで」の下に「及び第九号」を加え、同項第二号(1)中「学士」を「短期大学士、学士」に改め、同号(3)中「(他の都道府県において授与を受けた者は、その証明書。以下同じ。)」を「又はその証明書」に改め、同項第四号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項に次の三号を加える。

九 十九年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者(以下「旧免許状所持者」という。)でない者で、当該普通免許状の授与又は新教育領域追加のためにあらかじめ普通免許状を所持する必要がある場合は、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

十 旧免許状所持者でない者で、普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

十一 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から第五号まで及び第八号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(外国人にあつては、外国人登録証明書とする。以下同じ。)

第五条第二項中「及び第七号」を「第七号、第十号及び第十一号」に改める。

第六条第三号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項第六号(1)中「学士」を「短期大学士、学士」に改め、同条に次の三号を加える。

十 旧免許状所持者でない者で、当該普通免許状の授与又は新教育領域追加のためにあらかじめ免許状を所持する必要がある場合は、有効期間更新証明書又は有効期間更新証明書の写し

十一 旧免許状所持者でない者で、普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

十二 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号、第六号及び第九号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

第六条の二第二項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、「第四号」の下に「第九号」を加え、同項に次の二号を加える。

九 教育職員免許状の写し又はその証明書

十 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

第七条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

十 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第五号及び第六号に規定する証明書の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

第八条第一項に次の二号を加える。

九 旧免許状所持者でない者で、施行法第二条第一項の表の上欄に掲げるものとなった日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過したものについては、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

十 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号及び第四号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

第九条第一項に次の一号を加える。

六 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号及び第四号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

第十一条中「第四号」の下に「及び第六号」を加え、同条に次の二号を加える。

六 教育職員免許状の写し又はその証明書

七 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号、第四号及び前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

第十二条第一項中「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改め、同項第三号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項に次の二号を加える。

十一 旧免許状所持者でない者で、当該普通免許状の授与のためにあらかじめ免許状を所持する必要がある場合は、有効期間更新証明書又は有効期間更新証明書の写し

十二 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号、第七号から九号まで及び前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項

証明書

第十四条第二号中「戸籍抄本」の下に「又は戸籍個人事項証明書」を加える。

第十四条の次に次の六条を加える。

(免許状の有効期間の更新の申請)

第十四条の二 免許法第九条の二第三項前段の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号の書類については、必要とするものに限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 有効期間更新申請書

二 教育職員免許状の写し又はその証明書

三 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

2 免許法第九条の二第三項後段の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号の書類については、必要とするものに限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

二 教育職員免許状の写し又はその証明書

三 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

四 第三条の五に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(免許状の有効期間の延長の申請)

第十四条の三 免許法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号の書類については、必要とするものに限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 有効期間延長申請書

二 教育職員免許状の写し又はその証明書

三 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書の写し

四 免許法第九条の二第五項の規定によるやむを得ない事由を証する書類

五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(免許状更新講習修了確認の申請)

第十四条の四 十九年改正法令附則第二条第二項の規定による免許状更新講習修了確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号の書類については、必要とするものに限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 更新講習修了確認申請書
 - 二 教育職員免許状の写し又はその証明書
 - 三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し
 - 四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
 - 五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書
(十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認の申請)
- 第十四条の五 十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習修了確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号の書類については、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。
- 一 十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書
 - 二 教育職員免許状の写し又はその証明書
 - 三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し
 - 四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
 - 五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書
(免許状更新講習修了確認期限の延期の申請)
- 第十四条の六 十九年改正法附則第二条第四項の規定による免許状更新講習修了確認期限の延期を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号の書類については、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。
- 一 修了確認期限延期申請書
 - 二 教育職員免許状の写し又はその証明書
 - 三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し
 - 四 十九年改正法附則第二条第四項前段の規定によるやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類
 - 五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人記載事項証明書
(免許状更新講習免除の申請)
- 第十四条の七 十九年改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号、第五号の書類については、必要とするものに限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。
- 一 免許状更新講習免除申請書
 - 二 教育職員免許状の写し又はその証明書

三 更新講習修了確認証明書、十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、更新講習免除証明書又は修了確認期限延期証明書の写し

四 第三条の五に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

五 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

六 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から前号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人記載事項証明書

第十六条中「又は教育職員検定」を「教育職員検定、有効期間の更新、有効期間の延長、更新講習修了確認、更新講習修了確認期限延期又は更新講習免除」に、「はつて」を「はる方法又は納付書により」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十九条の二を次のように改める。

(人物に関する証明書等に係る項目)

第十九条の二 施行規則別記第三の一号様式備考二の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 性格
- 二 協調性
- 三 責任感
- 四 指導力
- 五 研究心
- 六 総合所見

2 施行規則別記第三の三号様式備考二の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 身長
- 二 体重
- 三 胸囲
- 四 聴力
- 五 視力
- 六 栄養状態
- 七 運動機能
- 八 言語機能
- 九 胸部疾患
- 十 既往症
- 十一 その他の疾患
- 十二 総合所見

第二十三条第四号中「及び再交付」を「、再交付、有効期間の更新、有効期間の延長、更

新講習修了確認、更新講習修了確認期限延期及び更新講習免除」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号（第二十条関係）

（教育職員）特別免許状

本籍地

氏名

昭和 年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより（左記の教科について）

（教育職員）特別免許状を授与する。

記

平成 年 月 日

広島県教育委員会



番号

授与条件

有効期間の満了の日 平成 年 月 日

備考

備考

一 （教育職員）の箇所には、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭のように記入すること。

二 本籍記については、都道府県名（外国人については、その国籍）を記入すること。

三 （左記の教科について）の箇所には、領域について授与する免許状の場合にあつては（左記の領域について）、事項について授与する免許状の場合にあつては、（左記の事項について）と記入すること。

四 その他については、施行規則第七十二条第一項の規定を準用する。

五 この様式中「昭和 年 月 日生」とあるのは、必要に応じて「大正 年 月 日生」、「平成 年 月 日生」などと読み替えるものとする。また、外国人の生年月日については、この様式中「昭和 年 月 日生」とあるのは「年 月 日生」と読み替えるものとし、外国人登録証明書の生年月日の記載方法により記載するものとする。

別記様式第二号を次のように改める。
別記様式第二号（第二十条関係）

（教育職員）免許状

本籍地

氏名

昭和 年 月 日生

右の者に（教育職員免許法第 条）（教育職員免許法施行法第二条）の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）免許状を授与する。

記

平成 年 月 日

広島県教育委員会

印

番号

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から
三年間広島県において効力を有する。

備考

備考

- 一 （教育職員）の箇所には、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭のように記入すること。
- 二 本籍記については、都道府県名（外国人については、その国籍）を記入すること。
- 三 （教育職員免許法第 条）（教育職員免許法施行法第二条）の箇所には、根拠となるいずれかの法律の規定を記入すること。
- 四 （左記の教科について）の箇所には、領域について授与する免許状の場合にあつては、（左記の領域について）と記入すること。
- 五 その他については、施行規則第七十二条第一項の規定を準用する。
- 六 この様式中「昭和 年 月 日生」とあるのは、必要に応じて「大正 年 月 日生」、「平成 年 月 日生」などと読み替えるものとする。また、外国人の生年月日については、この様式中「昭和 年 月 日生」とあるのは「年 月 日生」と読み替えるものとし、外国人登録証明書の生年月日

の記載方法により記載するものとする。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号（第二十条関係）

（教育職員）免許状

本籍地

氏名

昭和 年 月 日生

右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）免許状を有するものとみなす。

記

平成 年 月 日

広島県教育委員会



番号

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間広島県において効力を有する。

備考

備考

- 一 （教育職員）の箇所には、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭のように記入すること。
- 二 本籍記については、都道府県名（外国人については、その国籍）を記入すること。
- 三 その他については、施行規則第七十二条第一項の規定を準用する。
- 四 この様式中「昭和 年 月 日生」とあるのは、必要に応じて「大正 年 月 日生」などと読み替えるものとする。また、外国人の生年月日については、この様式中「昭和 年 月 日生」とあるのは「 年 月 日生」と読み替えるものとし、外国人登録証明書の生年月日の記載方法により記載するものとする。

附 則

この教員委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。